

豊島区障害者福祉のしおり広告掲載取扱要綱

〔平成 15 年 10 月 31 日〕
区 長 決 裁

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発行する障害者福祉のしおりへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第 2 条 掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するものであって、その範囲は次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 障害者福祉のしおりの公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他障害者福祉のしおりに掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告の掲載順位)

第 3 条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は次のとおりとする。

- 第 1 順位 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- 第 2 順位 私企業のうち、公共的性格のある企業で、区内に事業所等を有するもの
- 第 3 順位 第 1 順位及び第 2 順位に掲げるもの以外の私企業及び自営業

(広告の掲載位置)

第 4 条 広告を掲載する位置は、障害者福祉のしおりの本文中の指定する頁とする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第 5 条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

	広 告 名	規 格	広告掲載料	備 考
1	1 号広告	縦およそ 29 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	2 万円	本文中全頁
2	2 号広告	縦およそ 14 センチメートル 横およそ 21 センチメートル	1 万円	本文中全頁の 横 2 分の 1
3	3 号広告	縦およそ 14 センチメートル 横およそ 10 センチメートル	5 千円	本文中全頁の 縦 4 分の 1

(広告の掲載希望者の募集)

第 6 条 区長は、広告掲載希望者を広報紙で公募するほか、第 3 条に定める第 1 順位及び第 2 順位に該当する団体等に広告掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

第7条 障害者福祉のしおりに広告を掲載しようとする広告掲載希望者は、豊島区障害者福祉のしおり広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 区長は、前条の規定に基づき、申込みがあったときは、審査のうえ広告の掲載の可否を決定する。この場合において、同一掲載順位の広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により、又掲載できないと決定したときは広告非掲載決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者(以下「広告主」という。)は、すみやかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は別に定める期限までに、第5条に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 障害者福祉のしおりの編集発行上支障があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他区長が特に必要があると認めたとき。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月31日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

豊島区障害者福祉のしおり広告掲載申込書

年 月 日

豊島区長

申 込 者 住所（所在地）

氏名（名称）

電話（及びファクス番号）

Tel

Fax

担当者所属・氏名

豊島区障害者福祉のしおり広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、広告案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

希望広告名を記載してください。

1. 号広告

※ 下欄には記載しないでください。

審 査	係 員	係 長	課 長	部 長

別記第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

豊 島 区 長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付で、申込みのあった広告掲載について、下記のとおり掲載を決定したので、通知します。

記

1. 広告名 第 号広告
2. 広告掲載料 ¥
3. 広告掲載料納入期限 年 月 日

年 月 日

様

豊 島 区 長

印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付で、申込みのあった広告掲載については、下記のとおり掲載出来ないことを決定したので、通知します。

記

1. 申込広告名
2. 非掲載理由